配置予定技術者届出書

工　　事　　名　　称	公共下水道島本１号汚水幹線管更生工事

商　号　又　は　名　称	
営業所における専任の技術者の氏名※建設業法第１５条	

配置予定技術者（監理技術者等）について、次のとおり届出します。

配置予定の技術者	□監理技術者（専任）
氏　　名	
生　年　月　日	年　　月　　日
雇 用 さ れ た 日	年　　月　　日
現在配置中の工事	□有り　□無し ※本件工事の契約締結日までに配置を終えていること
資　　格　　等 ※当該工事に求められる資格に関する事を記載	○監理技術者資格者証【交付番号：　　】 ※監理技術者（専任）を配置する場合は必須
	○該当する技術者要件を満たす資格をチェックしてください。 □１級土木施工管理技士 □１級建設機械施工技士 □技術士（建設部門または総合技術管理部門） □その他（　　）
	○添付書類として、次の⑴から⑷の書類を添付してください。 ⑴　監理技術者資格者証の写し（監理技術者（専任）の場合必要） ⑵　合格証明書の写し（資格証での技術者要件の場合必要） ⑶　健康保険証等の写し（本町が定める日（※定めがない場合は申請日）から３か月以上の恒常的な雇用関係を有する事を示す書類） ⑷　その他本町から別に提出を求める書類がある場合は、当該書類

⑴入札執行後から契約締結前に配置予定技術者を変更する場合は、工事を担当する担当課の承認を受けることとする。

⑵島本町が求める技術者を配置できない場合は、島本町は契約を締結しない又は契約を解除できるものとする。

⑶専任の配置予定技術者は、営業所における専任の技術者と兼任できません。